2024 年度インタビュー映像研究班の成果について
──薬害被害者の当事者性をめぐる調査研究──

佐藤哲彦（関西学院大学）

2024 年度の活動は 3 年計画の最終年度であり、その成果として「薬害被害者の当事者性」に関する研究を国際学術雑誌に発表した（Sato 2024）。これまでの 3 年間は「薬害被害者の当事者性」を再考するために、それをどのように分析して記録し、さらにどのように展示するかという方法について考察してきたが、今回はその展示を実際におこなう次年度以降の研究の前段階のまとめとして、これまでの考察を国際的に発信することで、本研究班の一つの成果とした。

これまでの報告書でも示したように、インタビュー映像研究班としての主な研究活動は二つの課題と、それらの課題のサブカテゴリーに関するものである。この場合の二つの課題とは、それぞれ「証言映像の調査研究」ならびに「映像資料の研究と構築」である。そこで、以下では、これらの課題とそのサブカテゴリーについて、これまでの成果を報告する。

（1）証言映像の調査研究

「証言映像の調査研究」という課題は、従来は二つのサブカテゴリーに分けられた。一つは、厚生労働省の事業として撮影された「薬害被害者による証言映像の分析」であり、もう一つはその展示可能性を検討する「被害経験の証言映像の調査研究」である。これらは相互に結びついており、その結びつきが「証言映像の調査研究」というカテゴリーを成り立たせている。2024 年度はこれらの結びつきをふまえた「証言映像の調査研究」としての論文刊行が、その大きなエフォートを占め、その成果でもあった。

前者「薬害被害者による証言映像の分析」という課題に関しては、従来通り、厚生労働省の事業として撮影された「薬害被害者による証言映像」について、トランスクリプションに分析用の記号を挿入しつつ当該映像を記述することを通して、薬害経験を成り立たせる言語的特徴やストーリーと、それらを可能にする技法に関する分析を行った。その分析をもとに、証言映像をどのようにカテゴリー化して記録することができるのか、またそれを踏まえてどのように整理し資料として展示できるのか、などについて考えるためである。これまでも述べてきたように、当初はこれが当研究班に課された課題であり、その意味でインタビュー映像研究班の原点ともいえる課題である。

そこでこの分析についてだが、2024 年度はこれまでのトランスクリプトとその記述を参照しつつ、その分析方法を具体的に検討し考察した。そのさいには、とくに、これまでの筆者の薬害ディスコースの研究を通して、薬害について考える一つの論点を明確化した。これは、この 3 年間にわたって後述する肖像写真プロジェクト（(2) ②）で薬害被害当事者に面会して肖像写真を撮影させていただきながら、被害経験を聞いてきた結果によるところが大きい。とくにその被害経験について話を聞かせていただいた MMR ワクチン薬害について検討したことに深く由来している。

ワクチン薬害の問題は、ジフテリア予防接種禍事件（1948 年）から 1960 年代から 1970 年代にかけてのいわゆる種痘禍問題を経て、制度的には 1980 年代末から 1990 年代にかけての MMR ワクチン薬害、さらに係争中の HPV ワクチンをめぐる問題など、これまで継続的に見られる薬害の一局面である。

これらは薬害の中でも、予防接種という同一で特定のカテゴリーにおいて継続的に発生してきた問題であり、その意味で極めて特徴的なものである。というのも、他の同一カテゴリーの問題には、たとえば、血液製剤の問題という意味で同一カテゴリーの問題として、薬害エイズと薬害肝炎があるが、これらは発生時期が重なっており、その問題化の経緯そのものも、ある意味で順序だっている。しかしながら、ワクチン薬害は、同一カテゴリーで問題が繰り返されているという意味で特徴的なものである。

そこで、このカテゴリー特有の問題について議論する必要があると考え、前年度の 2023 年度はそれを検討し、学会で報告した（Sato 2023; 佐藤 2023）。

さらに 2024 年度はこれを論文として投稿し、査読と修正を経て国際学術雑誌に掲載された（Sato 2024）。

ではここで、投稿した論文の内容について簡単に触れておきたい。新型コロナウイルス感染症の流行により、ワクチン接種をめぐっては、それを推進するディスコースやそれを忌避するディスコースが世界中に広がった。ワクチン推進派はワクチン忌避派を無知や政治的な問題の現れとする一方、ワクチン忌避派はワクチン推進派を経済的な利益によるものや陰謀的なものとして問題化した。しかしながら、ワクチンを免疫原とする医学薬学的な見方に限定するのではなく、ワクチンを社会的存在として位置づけ、ワクチン・ディスコース（ワクチンに関連する言説）の観点から分析をおこなうと、実はワクチン推進派もワクチン忌避派も、同型のワクチン・ディスコースを用いていることが観察された。これは重要な社会学的発見である。一方、日本ではワクチン薬害が制度的に認められているが、その被害経験の語りはワクチン・ディスコースには回収できない経験的で微細な言語行為となっている。その経験的で微細な言語行為がワクチン薬害にとって重要な意味をもつものといえる。以上がその内容である。そこで明らかにされたワクチン薬害の被害経験の語りの特徴とその重要性は、「被害経験

の証言映像の調査研究」のとくに展示可能性に深く結びついている。そのため、これについては、あらためて次年度以降の研究で検討することにした。

さてそこで、被害経験の証言映像をとくに展示という活動との関係で十分に考察するためには、上のような証言映像の分析だけでなく、既存の証言映像の記録や展示がどのように行われているのかについての調査研究が必要である。とくに被害経験や病いの経験などの証言映像をどのように記録し、どのように展示するのかに関する知見は、今後の薬害被害者による証言映像の記録の保存と展示について、重要な示唆を与えるものと考えられる。

そこで、2024 年度もこれまで同様、いくつかの美術館や博物館において肖像写真や証言映像の観察を行った。とくに京都国際写真祭などの国際的な写真展では近年、紛争や社会問題の被害をめぐる映像作品が展示されることも多く、それらがどのように上映されるのかだけでなく、それらがどのような展示形式において上映されているのかなどについても観察をおこなった。その研究成果については次年度以降の実践において活かされるであろう。

（2）映像資料の研究と構築

もう一つの課題である「映像資料の研究と構築」という課題は二つのサブカテゴリーに分けられる。「DST の制作支援」と薬害被害者の「肖像写真プロジェクト」である。

①映像資料の制作支援

薬害被害に関する映像資料、とくにデジタルストーリーテリング（以下、DST）制作は、薬害資料の展示において、当事者が主体的に関与する形での記録及び展示実践に対して貢献するものと考えられ、企画された。当研究班では 2019 年度にこれを発案し、2020 年度に試験的にワークショップを実施し、2021 年度においてはその制作を継続的に行った。ただし、コロナ禍のせいもあって、昨年度以降これが実質的に中断している。

ただし中断の理由は、すでにコロナ禍のせいだけでない。それは一つには、最近では当事者を中心とした研究者による映像実践が DST とは別の形で行われることも多く見られるようになり、それらを参照することを通じて DST の方法そのものについても見直す必要があるからである。さらに、現在の制作方法を進めていく場合に、何が問題となるのかについてより実践的に明らかにする必要があると考えられたからである。そのさいとくに参考としたのは、2023 年度に検討した EthnoFiction の手法や公衆衛生的をめぐる映像人類学などの手法である。加えて、社会問題の当事者が Instagram や

TikTok で映像を発信することなども一般化しつつあり、それらを鑑みて、むしろ今後の提示方法との関係でこれを見直す必要が考えられた。

さらに上述した証言映像の分析との関係で、映像を活用した展示などを行っている写真展などを多く観察し、写真（静止画）と映像（動画）の境界だけでなく、そもそもここで考える必要のある「被害者の当事者性」を示す一方で、「市民としての被害当事者」をどのように共存させることが可能なのかについて（あるいはそこにある、ある種のジレンマについて）、映像や写真展示におけるシークエンスとカテゴリーの機能をめぐる問題を踏まえて考察する必要性が喚起された（2025 年度国際社会学会 ISA FORUM で発表予定／発表採択済み）。これについても引き続き、ディスコース分析の方法を応用しながら検討する必要があると考えられる。

そこで、「被害者の当事者性」と「市民としての被害当事者」との関係性の見直しによる展示可能性、さらに論文刊行のエフォートとの関係もあり、映像制作実践については一旦保留して、次年度以降に再検討することとした。

②薬害被害者の肖像写真撮影

上で触れた映像資料 DST に代表される「被害者の当事者性」と「市民としての被害当事者」の関係を補完する形で継続的に行ってきたのが、薬害被害者の肖像写真撮影である。これは「薬害被害者肖像写真プロジェクト」として開始し、将来的な薬害資料展示のことを念頭に、薬害被害経験のリアリティを補強するために行っている。

昨年度も述べたように、薬害被害者による社会との連帯は、単に被害者であることだけでなく、同時に市民であることを実践することを通して達成されると考えられる。先に発表した論文（Sato 2024）ではその一端が示されている。言い換えると、旧来の資料や証言の展示では、「薬害被害を訴える薬害被害者」としての役割に被害者らを固定してしまう恐れがあり（佐藤 2016; 2018; 2023）、それと同時に「市民としての薬害被害者」を示す必要がある。それを達成するためプロジェクトが「薬害被害者肖像写真プロジェクト」である。そこで 2024 年度は 2 名の方の肖像写真を撮影した。ただしエフォートと予算の都合上、それ以上の撮影は出来なかった。

なお、薬害被害者は公害被害者と異なり地域性がないために、一回の調査で複数を対象とした連続的な撮影がほぼ不可能である。そのため、それを補うような機会を企画する必要がある。この点は次年度以降に検討する必要がある。

（3）おわりに

2024 年度は上記の活動に加えて、日本保健医療社会学会第 50 回大会において、50 周年記念シンポジウム「薬害と保健医療社会学の 50 年」という、薬害に関するシンポ

ジウムを企画・運営した（筆者は企画と司会を担当した）。薬害被害者 2 名の方々にも登壇していただき、薬害の被害経験について日本保健医療社会学会の会員だけでなく一般参加者に対しても、広く理解を促すことができた。日本の医療社会学の成り立ちの一つとして薬害研究が重要であることを、あらためて広く示すことが出来たと考えられる。これも 3 年間の成果に一つとしてあげておきたい。

最後にあらためて指摘しておくが、本研究独自の視角として重要なのは「被害者の当事者性」ということである。これは一般的には――つまりこれまでのさまざまな被害をめぐる研究では――「被害者役割」や「被害者カテゴリー」を指すことがほとんどであるが、本研究ではそうではなく、むしろ被害者自身が被害を生きていく上で、被害者であることを忘れようとしたり止めようとしたりすることもまた、その当事者経験の一部と考える必要がある、ということを意味する。そのような経験もまた被害経験の一部であるということである。それを分析的に示したものが（Sato 2024）であり、また 2025 年度に国際学会で報告を予定している研究である。したがってこれから具体化していく展示も、そのような観点を十分に実現できるものとする必要があるだろう。

次年度以降も、2024 年度に構築したホームページの活用などもふまえ、そのような薬害被害経験について広く理解を促す機会をつくり出すとともに、あらためて展示方法について探求することになると考えられる。

佐藤哲彦, 2016,「薬害の社会学的記述に関する考察――薬害ディスコースの分析」『関西学院大学先端社会研究所紀要』13, 89-104.

――――, 2018,「逸脱研究の論点とその探求可能性――ディスコース分析をめぐって」『社会学評論』68(1), 87-101.

――――, 2023,「第 1 章 薬害の定義と薬害概念」本郷正武・佐藤哲彦編『薬害とはなにか――新しい薬害の社会学』, ミネルヴァ書房.

――――, 2023,「反ワクチン論とワクチン薬害――陰謀理論時代における薬害言説の困難をめぐる考察」テーマセッション「新しい薬害」の外延を探る, 2023 年 10 月 18 日, 立正大学, 第 96 回日本社会学会大会. *

Sato, Akihiko, 2023, "Between Promoter and Obstructionist of Vaccination: Vaccine-induced sufferings and anti-vaccination discourse in Japan", Session 379. Language on Health Under COVID-19 Pandemic. Part III, June 30th, 2023, *ISA World Congress of Sociology*, Melbourne, Australia. *

Sato, Akihiko, 2024, "Vaccine Discourse and Vaccine-Induced Sufferings: Discourse analysis of the promotion and hesitation of vaccination in Japan", *Language, Discourse & Society*, 12(1), 13-35. *

*なお、これらは学術振興会による科研費研究（分担者、課題番号 23H00892）との合同の成果である。